

The Government System and Archives of Modern Japan:

A Study Taking Account of the History of Records Management

近代日本の 統治機構と アーカイブズ

文書管理の変遷を踏まえて

渡邊佳子

Yoshiko WATANABE



樹村房

近代日本の統治機構とアーカイブズ——文書管理の変遷を踏まえて

目次

序章

第一節 本書の課題	5
-----------	---

1 本書の目的	5
---------	---

2 アーカイブズについて	8
--------------	---

第二節 研究の背景	10
-----------	----

1 「公文書等の管理に関する法律」制定までの流れ	10
--------------------------	----

2 日本における「アーカイブズ論」の展開（一九〇〇年代末から	
--------------------------------	--

二〇〇〇年代初めにかけて）	15
---------------	----

第三節 本書の構成	20
-----------	----

第一章

太政官制の創設と文書管理

第一節 統治機構の形成と太政官記録の濫觴	28
----------------------	----

1 統治機構の形成	28
-----------	----

2 太政官記録の濫觴	30
------------	----

第二節 古代律令制への回帰と文書行政	33
--------------------	----

1 古代律令制における官僚機構	33
-----------------	----

2	古代律令制における文書行政	34
3	近代の職員令による官制改革と文書行政	36
	まとめ	40

第二章 統治機構の構築過程における文書管理と記録部局の機能

第一節 太政官正院における文書管理と記録部局の機能

1	正院記録局の設置	45
2	正院記録課機能の拡充	47
3	「叡覧」に供せられた編纂事業の成果	49
4	諸官省記録部局の設置状況	51

第二節 文部省の文書管理と記録部局の機能

1	文部省の創設と記録課の設置	53
2	記録課の所管組織―文書局・学務局から庶務局へ	54
3	「文部省事務規程通則」の制定	55

第三節 大蔵省の文書管理と記録部局の機能

1	大蔵省の創設と官制の整備	57
2	伊藤博文の「大蔵省職制章程草案」の建議	59
3	記録寮の所掌事務の拡大	62
4	記録寮から記録局へ	64

第四節	内務省の文書管理と記録部局の機能……………	66
-----	-----------------------	----

1	内務省の創設と官制の整備	66
2	内務省図書寮の設置	69
3	内務省図書館の設置	73
4	全国記録保存	76
まとめ		81

第三章 内閣制に向けた機構改革と文書管理

第一節	中央官庁の機構改革と文書管理……………	91
-----	---------------------	----

1	内閣の中枢機関化に向けた官制の整備	91
2	文書管理に関わる官制の変遷	93
3	正院廃止後の記録課の変遷と諸規程の整備	96
第二節	政府の文書に対する認識……………	99

1	「政府理治スル所ノ文書」の整備	99
2	文書の類別・区分・保存年数の設定	101
第三節	アーカイブズへの知見「記録課の処務に関する建議案」……………	106

1	内閣権少書記官小野正弘	106
2	建議案の概略	107
3	建議案に見る小野の見識と提出の背景	109

第四章 内閣制の創設と文書管理

第一節 内閣制の創設……

1 太政大臣奏議

122

2 内閣職権と内閣官制

123

第二節 官制の整備と文書管理……

1 官制の整備

126

2 文書管理の課題「文書繁多の弊」

127

3 各省官制通則に統一的な文書管理を規定

130

第三節 理念を見失った文書管理……

1 各省官制通則（明治十九年勅令第二号）に対する各省の意見

134

2 文書管理に反映された官僚の意識

136

3 各省官制通則（明治十九年勅令第二号）の全部改正と記録部局

138

まとめ

144

第五章 内閣記録局

第一節 内閣記録局の設置……

150 150

1	組織と分掌	150
2	業務の展開	151
第二節	記録編纂方法の模索	155
1	記録改良順序の梗概	155
2	記録編纂仮規則の制定	156
3	「記録目録凡例」の制定と「法規分類大全」の編纂	159
4	「公文編纂例則」の制定と保存期限の設定	161
第三節	内閣所属職員官制に見る記録局（課）の所管業務	163
1	「内閣所属職員官制」（明治二十三年勅令第一一四号）に規定された内閣記録局官制	163
2	内閣記録局から内閣書記官室記録課へ	165
3	内閣書記官室記録課から内閣官房記録課へ	167
第四節	内閣記録局が有した機能	169
1	「内閣記録局報告」に見る業務の実態	169
2	内閣記録局（課）の閲覧利用体制	171
3	内閣記録課の消滅	173
まとめ		175
〔補論〕		177

第六章 内閣制における各省の文書管理と記録部局

第一節 文部省の文書管理と記録部局……………185

1 「各省官制通則」(明治十九年勅令第二号)と文書管理……………185

2 文書管理関連諸規程の制定……………187

3 記録部局の変遷……………192

第二節 大蔵省の文書管理と記録部局……………193

1 内閣制創設下における官制と諸規程の整備……………193

2 文書管理の体系化された規程「大蔵省文書保存規則」の制定……………196

3 「各省官制通則」改正(明治二十三年勅令第五〇号)による文書管理の変容……………198

第三節 内務省の文書管理と「全国記録保存」の廃止……………200

1 内閣制創設下における官制と諸規程の整備……………200

2 文書管理の総合的な規程「内務省文書保存規則並細則」……………201

3 「各省官制通則」改正(明治二十三年勅令第五〇号)以降の文書管理……………203

4 「全国記録保存」の廃止……………206

まとめ……………207

第七章 欧米のアーカイブズ制度からの知見……………213

第一節 明治政府が行った欧米の記録管理・アーカイブズの調査……………213

1 欧米のアーカイブズ制度の調査……………213

第八章 行財政整理の中の文書管理

2	翻訳書「普国記録法」に見るアーカイブズの紹介	220
3	政府の施策に見る調査の成果	225
第二節	欧米のアーカイブズを紹介した人々	227
1	明治二十年代に紹介された欧米のアーカイブズ	228
2	黒板勝美によるアーカイブズの紹介	229
3	三浦周行による欧米アーカイブズの紹介	231
4	淵時智の「官庁文書分類雛形及取扱例」の紹介	234
まとめ		236
第一節	能率増進と事務刷新	242
1	歴代内閣総理大臣の訓示	242
2	事務改善と文書整理	245
第二節	科学的管理法の導入	248
1	産業合理化政策と科学的管理法	248
2	「科学的管理法」の中の事務管理・文書管理	251
第三節	「科学的事務管理」の紹介者たち	254
1	金子利八郎の事務管理論	254
2	淵時智の文書整理論	258

3	上野陽一の能率道	261
まとめ		266
第九章 準戦時・戦時体制下の文書管理		
第一節	戦時体制に向けた統治機構の形成	275
1	国家総動員体制に向けて	275
2	制度の複雑化と事務量の増加	277
第二節	政府の諸施策と文書管理	279
1	行政事務刷新	279
2	行政簡素化と決戦非常措置	283
3	事務処理の簡素化―許可認可事務の簡捷―	285
第三節	文書管理の変容	289
1	文書関連規程の改定	289
2	文書の焼却・廃棄	297
第四節	文書の疎開	301
1	政府の疎開政策	301
2	文書疎開の実態	302
まとめ		310

終章

第一節	統治機構と文書管理の変遷	319
第二節	統治機構のアーカイブズに対する認識	330
第三節	本書で使った言葉、「記録」、「アーカイブズ」等について	337
第四節	結び	339

あとがき	346
利用した主な資料	351
参考文献	353
索引	376

●凡例

- ▽引用箇所 の漢字は、原則として新字体で表記し、適宜、読点等を補った。
- ▽人名 の表記については、敬称を省略した。
- ▽難読 の漢字には、できるだけルビを付した。
- ▽漢数字 の使用に際しては原則単位語を付さず、和暦のみ単位語を付した。
- ▽本文・注・参考文献 の書名、雑誌名は『』で、雑誌論文名、記事名は「」で括った。
- ▽本文中 の引用文章は「」で括り、引用文章中の「」は、『』に置き換えた。
- ▽国立公文書館所蔵資料 の注記は、次のとおりとした。
 - 「国立公文書館デジタルアーカイブ」に表記されている、件名、簿冊標題、請求番号、件名番号の順に記載した。
 - 件名の記載がない場合、または、一つの件名に、多量の項目が記載されている場合は、検索の便を図るため、デジタル画面上に表記された頁の番号を「デジタル〇頁」として、件名の後に記載した。
 - 件名は、「」で、簿冊標題は、『』で括った。
 - 件名や簿冊標題が長文にわたる場合、または、件名の記載がない場合は、適宜、原本の記載によるほか、長文の場合は、一部省略した。この場合は、「」や『』の中の文言を（ ）で括った。
 - 検索の便のため、中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』に収録されている史料の頁を、『史料集』〇頁 と記載した。ただし、国立公文書館所蔵の資料は多岐に渡るため、収録されている簿冊が異なる等、同一の件名でも出典を異にしている場合もある。
- ▽「法規分類大全」は、一八八九年～一八九三年刊行の内閣記録局編刊と国立国会図書館デジタルコレクションの「法規分類大全」を参照した。
- 件名は、「法規分類大全」の本文欄外上段に記載された枠付きの標目を使用し、「」で表記した。

はしがき

近年、わが国においても、アーカイブズ (Archives) という言葉が、様々な場で聞かれるようになった。

アーカイブズは英語であるが、その語源をたどると、アルケイオン (archeion) やアルコーン (archon) という言葉に出合う。

「英語の archives は、ギリシャ語の archeion、ラテン語の archivum から派生した言葉である」⁽¹⁾「archeion や archeio の元は名詞の arche であり、arche は『起源、根本、支配』という意味を持つ。支配の正当性やあるいは権利保障の法源として記録を保管するという観念は、言葉の語源によっても類推できることであろう。」という説明⁽¹⁾は、将にアーカイブズの統治との関わりを明確に述べたものであるといえる。

「ギリシャ語の archeion は、執政官、つまり archon の役所と、その役所が保管する記録のことをさした。Archons は行政権を行使したが、それはほとんどが archeion の法律文書によって適法化されていた。」⁽²⁾といわれている。「アテネでは、行政官は、それぞれ自分の文書館を持っていて、アルケイオンと呼ばれる行政の本拠地にそれを置いていた。」⁽³⁾という。

つまり、アーカイブズは、「役人の所在する場所を表し、さらにこの場所で彼らによって作成され保存される文書の (中身を含む) 集成を示す、ギリシャ語の名詞アルケイオン (archeion) に起源を持っている。」⁽⁴⁾ということである。

このように、アーカイブズの語源をたどると、統治と深い関わりを持つ語であったことがわかる。⁽⁵⁾

こうしたアーカイブズの位置づけは、古代から現代にかけて、その国家が王政、共和政、帝政、君主制、民主制であつても、その統治形態に関わりなく、統治の上で重要視されていたことが把握できる。

近代的アーカイブズ制度の誕生を促したとされるフランス革命においても、「フランス革命におけるアーカイブズ（文書、文書館）の意味を革命の政治闘争の中で問ひなす必要があるだろう。」⁽⁶⁾ という指摘は、アーカイブズと統治との密接な関わりを示すものであるといえる。

「古代に起源を発するアーカイブズ制度は権力を正統化しようとするもののために奉仕するもの」であり、「中世のアーカイブズは、業務処理や司法関係の証拠を残すために集められたばかりでなく、あきらかに、歴史や聖なるもの／象徴として役立てるために集められ（後略）」ということが、学者によつて明らかにされているといふ。⁽⁷⁾

「アーカイブズ（Archives）」とは、個人または組織がその活動の中で作成または収受した記録のうち、その様々な利用の価値により永続的な保存価値を有するもの、永続的な価値を有する記録を保存する機関ないし建物と云うことができる。

アーカイブズに対する認識は、時代や地域、社会におかれた状況において変化する。

では、日本において近代統治機構が構築される過程で、文書管理やアーカイブズはどのように認識されて来たのか。そして、その認識は、戦後の近代的アーカイブズ制度の成立にどう影響したのであろうか。

日本では、「アーカイブズ」という言葉は、明治期の政府が作成した文書の中にも見出すことができるが、広く一般人の導入に紹介されるのは、一九八〇年代に入ってからである。

一九七一（昭和四十六）年には総理府設置法を改正して国立公文書館が設置され、一九八七（昭和六十二）年には「公文書館法」（昭和六十二年法律第一一五号）が制定される。しかし、文書の作成からアーカイブズまでを視野に入れた公文書の管理の法律が制定されるのは、二〇〇九（平成二十一）年の「公文書等の管理に関する法律」（平成二十一年

法律第六六号）（以下、「公文書管理法」と表記）の制定を待たねばならなかった。

この法律は、公文書等を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけた。日本もようやくアーカイブズまでを視野に入れた公文書の管理制度が成立したと期待した。

しかし、近年、政府の公文書管理のあり方が問われている。

公文書管理法が制定されて一〇年が経過したにもかかわらず、森友学園問題に関わる財務省の公文書改竄を筆頭に、政府の公文書管理に関わる不適切な処理の事例は後を絶たない。なぜ、このようなことが起こるのだろうか。

現在の文書管理の基盤は、近代の統治機構が形成された明治期にその源を発している。

それが、どのような経過をたどって現在に結びついているのか、その前史を振り返ることにより、経緯を把握し、課題を明らかにすることは、現在の公文書管理の制度をより確かなものにするためにも必要なことと思われる。

本書は、明治政府の成立から第二次世界大戦で敗戦を迎えるまでの約八〇年間の統治機構と、その文書管理・アーカイブズへの認識の変遷を検証し、文書管理やアーカイブズがどのように認識されていたかを明らかにすることにより、戦後に展開される「近代的アーカイブズ制度」の歴史的前提を述べようとするものである。

注

（１） 石原一則「欧米における記録管理」、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年、四六九頁。

（２） エイドリアン・カニンガム著、保坂裕興訳「アーカイブズ機関」、スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／バーバラ・

リード／フランク・アッブウォード編、安藤正人／石原一則／坂口貴弘／塚田治郎／保坂裕興／森本祥子訳『アーカイブズ論―記録の力と現代社会―』、明石書店、二〇一九年、七三頁。

(3) ジャン・ファヴィエ著・永尾信之訳『文書館』、白水社、一九七一年、一八頁。

(4) マリア・バルバラ・ベルティーニ著、湯上良訳『アーカイブとは何か―石板からデジタル文書まで、イタリアの文書管理―』、法政大学出版局、二〇一二年、一六頁。

(5) アーカイブズの語源についての考察は、筒井弥生「アーカイブズの語源アルケイオンについての一考察」でも、言葉の原意を辿りながら、詳細な説明がなされている。『人文・自然研究』(九)、一橋大学教育研究開発センター、二〇一五年、一〇五―一五頁。一橋大学機関リポジトリ「HERMES-IR」<https://doi.org/10.15057/27152> 2020.5.30 確認。

(6) 立川孝一「歴史意識の変容と文書館の制度―フランスの場合―」、歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』、日本図書センター、一九九九年、七三頁。

(7) テリー・クック著・塚田治郎訳「過去は物語の始まりである―一八九八年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」、記録管理学会・日本アーカイブズ学会共編『入門・アーカイブズの世界―記憶と記録を未来に―』《翻訳論文集》、日外アソシエーツ、二〇〇六年、一二〇頁。

序章

第一節 本書の課題

1 本書の目的

本書の目的は、近代日本の統治機構とその文書管理の変遷を通して、特に、太政官制の初期に設置された記録部局の機能に着目し、当時の文書管理やアーカイブズに対する認識を解明して、その後の変遷を検証しようとするものである。

日本における近代的アーカイブズ制度の成立は、諸外国に比べて大幅に遅れたが、「公文書管理法」の制定を踏まえ、国では、新国立公文書館が建設されることになり、アーキビストの資格制度も整い始めている。

アーキビストの資格制度は、日本アーカイブズ学会が、二〇二二（平成二十四）年に「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」の資格認定制度を創設し、また国立公文書館でも二〇二〇（令和二）年度から「アーキビスト認証」が開始されている。

日本において、「アーカイブズ」という言葉が一般に知られるようになるのは、一九八〇年代に入ってからのことであり、アーカイブズは、明治期に設立された図書館や博物館ほどの知名度もなかった。

戦後、アーカイブズの機能を有する施設として図書館や公文書館等が設立されていったが、その機能を十分に生か

するための課題も多くあった。

このことは、公文書を作成する主として行政機関、そして社会一般において文書管理制度やアーカイブズ制度が、制度として十分に浸透していなかったということでもあった。

これまで、日本におけるアーカイブズの研究は、その初期には、文書館における所蔵文書の伝来や内容についての紹介、外国の公文書館の紹介等アーカイブズについての知識の普及に視点が置かれていた。

その後、文書館論が展開される中で、文書館の機能や直面する諸問題に関する研究や史料保存運動に関する研究がなされる。

また、アーカイブズを歴史認識のもととなる素材と捉え、創造的文化的活動の素材として生かすための必要な知識と技術の体系化を目指す記録史料学の研究が提唱され、欧米のアーカイブズ理論に関する研究もなされるなど、アーカイブズ学についての研究が展開されてきた。

安藤正人は、アーカイブズ学の全体像として、ルチアナ・デュランティの「アーカイブズ学の構造」を紹介すると共に、アーカイブズ学（記録史料学）を「記録史料を人間のさまざまな創造的活動に活用するための理論と技術を研究する科学」と定義し、「記録史料認識論」と「記録史料管理論」を表裏一体のものとして構築する必要があると提案した。⁽¹⁾

この中で、デュランティの「アーカイブズ学の構造」を、アーカイブズ理論とアーカイブズ方法論からなる「純粋科学」の領域と、アーカイブズ実務論の「応用科学」の領域に分け、前者はアーカイブズ資料とは何かを考究する分野であり、後者はアーカイブズ資料をどう扱うかを考える研究分野であると説明している。

「現場で発見された新たな知見や問題点は、純粋科学の領域にフィードバックされ、アーカイブズ理論と方法論の進展を促す原動力となる。」というデュランティの考え方を紹介した。

また、安藤は、「記録史料認識論」と「記録史料管理論」を「アーカイブズ資源研究」と「アーカイブズ管理研究」に言い換えて、アーカイブズ学の構造を示している。前者は、歴史情報資源学、現代記録情報学を掲げ、活用すべき資源としての価値を理解することを目的とし、後者は、アーカイブズ政策・制度論、記録管理論、記録評価論、記録史料調査論等を掲げている。

『アーカイブズ管理研究』は、アーカイブズ活動を直接支える実践的な研究分野であり、アーカイブズ学の独自性は、この分野にこそより鮮明に示されていると言えよう。」と説明する。

本研究は、この「アーカイブズ管理研究」の「アーカイブズ政策・制度論」に位置づけられるものと考えている。アーカイブズの基盤である文書管理やアーカイブズを制度の視点から捉え、その内容や歴史的な変遷についての研究は、それほど多くはない。対象とする制度や時代についても限定的なものが多い。

本書は、公文書の管理に視点を置き、特に、近代の統治機構における文書やアーカイブズが、どのように認識されたかについて、述べようとするものである。

アーカイブズはその語源にもあるように統治と強い関連を持っている。このことは、第七章でも述べるように、お雇い外国人を中心に作成された翻訳書には、統治に係る制度の中に、必ずアーカイブズが位置付けられていることから把握できる。

日本における「近代的アーカイブズ制度」をより充実したものにしていくためには、その前史である近代日本の文書管理制度の変遷を把握しておくことは、重要であると考ええる。

その方法として、特に、統治機構と文書管理の関わりを重視した。当然のことながら、日本の統治機構における文書の管理は、歴史的に見て、国の政治制度と密接に関わりながら変遷して来たからである。

施策の執行過程で作成される文書の位置付けは、その時の官制と切り離すことはできず、政府の文書管理を論じよ

うとする時、官制との関わりが重要となってくる。

こうしたことを踏まえ、本書では、統治機構、官制、文書、記録、アーカイブズをキーワードとして、戦後に展開される近代的アーカイブズ制度成立の歴史的前提について述べることにしたい。

2 アーカイブズについて

アーカイブズには、二つの意味がある。

一つは、個人または組織が、その活動の中で作成または収受した文書のうち、様々な利用の価値を有することにより永続的に保存されるもの、あるいは保存されるべきものを意味し、時代や媒体の如何を問わない。もう一つは、永続的な価値を有する記録を保存し、公開利用に供する機関ないし施設のこと⁽²⁾をいう。

アーカイブズ制度とは、こうした永続的価値を有する記録を保存・活用するための仕組みが整えられており、その有用性が社会的に継続的に認められているものといえることができるであろう。

本書が対象とする統治機構のアーカイブズをいうならば、文書の作成から決裁を経て施行されるまでのシステム、施行後の文書の保存、そしてアーカイブズとして保存し活用されるシステムが統一的に法規により制定されており、そうしたアーカイブズが統治機構や社会の中で、有用であると認識されているということであろう。

近代的アーカイブズ制度とは、フランスの革命政権のもとで採用された国民の閲覧権を保障したアーカイブズ制度のことである。一七九〇（寛政二）年にフランス国立公文書館が設立され、一七九四（寛政六）年、フランスの国民議会が文書館法を採択したことにより成立し、その後、ヨーロッパ各国に普及した。

石原一則は、近代的アーカイブズ制度として誕生したフランスの国立アーカイブズ（Archives nationales）の意義を、エルンスト・ポスナー（Ernst Posner）の言葉を借りて、①国立アーカイブズによる記録管理システムの創設、

②過去の記録を保存する国家責任の明示、③国民の閲覧権の保障、の三点にまとめている。

①については、国立アーカイブズを設置することにより、国家機関と地方機関の記録を一元的に管理する機構を創設したこと、②については、記録保存に関する責任主体の明示、③については、記録を閲覧する国民の権利の実定化、であるとした。³⁾

ここに示された、アーカイブズに関わる国家の責任を明確にし、国民の閲覧権を保障するということが、その後の近代的アーカイブズ制度の要件となった。

「フランス革命後のヨーロッパにおける近代国家建設の波は、ロマン主義の台頭による歴史研究の盛行、国家イデオロギーとしてのナショナリズムの横溢をともない、その結果として多くの国に国立文書館を出現させた。」とされている。⁴⁾

近代的アーカイブズ制度は、統治者である政府が、作成し又は収受した文書をアーカイブズとして保存するシステムが確立されており、国民がそのアーカイブズにアクセスできる条件が整えられていることが要件となる。そのことが法律により定められることにより、国民の閲覧権が保障されることになる。

国家の責任において、法律の制定により文書管理とアーカイブズの管理のシステムが築かれており、国民がそのアーカイブズを閲覧し、利用する場が設けられ、それが国民の権利として認められている制度といえる。

そして、そうしたアーカイブズは、作成母体の政府にとっては業務の効率化を図り、施策の説明責任を果たすことに繋がり、利用する国民にとっては、権利やアイデンティティを証明する証拠資料となり、また、歴史や文化の新たな創造に役立つものである。

古代より、為政者は統治の手立てとしてアーカイブズを重要視して来たが、近代的アーカイブズ制度により、国民も為政に関わる手だてが確保されることになったといえる。統治を行うのは政府であるが、その主権は国民が有し、

注

(1) 安藤正人「アーカイブズ学の地平」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、二〇〇三年、一六六―一六八頁。

*ルチアナ・デュランティ (Luciana Duranti) 博士は、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学教授。国際的プロジェクト「インターパレス・プロジェクト (InterPARES project on Permanent Authentic Records in Electronic Systems)」のリーダー。二〇二二年六月、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ専攻の招聘により来日、学習院大学で特別講義と講演会を行い、京都大学文学書館との共催による国際セミナー「デジタル記録とアーカイブズ」において、「デジタル記録の信頼性確保に向けてインターパレスプロジェクトの成果」を講演した。

(2) アーカイブズ (Archives) については、国際文書館評議会 (ICA: International Council on Archives) のウェブサイトにて、「What are archives?」と見出しで、アーカイブズについて説明している (https://www.ica.org/en/what-archive 2020.5.30 確認)。また、アメリカン・アーキビスト協会 (SAA: Society of American Archivist) のウェブサイトでも同様の見出しで、説明がなされている (https://www2.archivists.org/about-archives 2020.5.30 確認)。

また、最近刊行された、『アーカイブズ論 記録のちからと現代社会』(Archives: Recordkeeping in Society の部分翻訳) は、アーカイブズに関わる世界的に著名な研究者、実務者、教育者により執筆されたもので、アーカイブズ学の国際的な動向を広く反映したものである。アーカイブズについて、多方面の視点から述べられている。(スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／バーバラ・リード／フランク・アップウオード＝編、安藤正人／石原一則／坂口貴弘／塚田治郎／保坂裕興／森本祥子＝訳『アーカイブズ論 記録のちからと現代社会』、明石書店、二〇一九年)。

(3) 石原一則「記録史料管理政策論」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、二〇〇三年、三一五頁。

(4) 石原一則「欧米諸国文書館の文書・記録の保存と利用」、松尾正人編『史料保存と文書館』今日の古文書学第一二巻、雄山閣出版、二〇〇〇年、二七七頁。

(5) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動―全史料協の20年―』、岩田書院、一九九六年、一七七―一七九頁、三九二頁。

(6) 「総理府設置法の一部を改正する法律」(昭和四十六年三月三十一日法律第一六号)。国立公文書館所蔵『総理府設置法の一部

あとがき

本書は、筆者が学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に入学し、二〇一七年十月に「博士（アーカイブズ学）」の学位を授与された学位論文「日本における戦前期統治機構の文書管理の基礎的研究―近代的アーカイブズ制度成立の歴史的前提―」を改稿したものである。

本書の出版に際しては、学習院大学大学院人文科学研究科博士論文刊行助成金の支給を受けることができた。

筆者がアーカイブズに関わり始めたのは、長年勤務した京都府庁においてであった。その後半部分を京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）で、京都府公文書のアーカイブズの仕事に携わった。その間にアーカイブズに関わる様々な課題に遭遇したが、それをクリアできなかったものも多かったように思う。その背景には様々な要因もあったが、筆者自身の力不足も感じていた。定年退職の後、実務の支えとなる理論を求めて、当時、日本で唯一のアーカイブズ学専攻を設けていた学習院大学大学院の門をくぐった。

専攻の高埜利彦教授（学習院大学名誉教授）、安藤正人教授（国文学研究資料館名誉教授）、保坂裕興教授、武内房司教授、入澤寿美教授（当時）の諸先生の薫陶を受ける機会を得られたことは、筆者の大きな喜びであった。

研究者としての十分な基礎ができていない筆者を、この論文を書き上げることができるまでに導いて下さったのは、高埜教授、安藤教授、保坂教授の諸先生であった。心からのお礼を申し上げたい。特に、指導教授であった安藤教授には、遅々として論文の作成が捗らない中、懇切丁寧にご指導頂いた。心からの感謝を申し上げます。また、この研究の過程で、筑波大学人文社会系の中野目徹教授の明治太政官文書に関わる多くのご論考に導かれたところは多

い。記して感謝を申し上げたい。

アーカイブズ学は、他の学問分野とも関連する部分が多く、学際的な面も有するすそ野の広い学問であると考えている。筆者の関心は、それまで公文書のアーカイブズを扱ってきたという経験から、統治の上でアーカイブズはどのような役割を果たすことができるのかという点であり、世界的に見て日本のアーカイブズ制度が遅れているのはなぜかという点である。本書のタイトルを「近代日本の統治機構とアーカイブズ―文書管理の変遷を踏まえて―」としたのも、そうした関心からであった。

当初の計画では、明治政府の成立から公文書管理法制定までを視野に入れる予定であったが、結果として、それは筆者の力量を越えるものであったため、戦後の状況は省くことにした。また、八〇年間の公文書管理の変遷を追う中で、公文書管理に関わる個々の様々な事象を深めることができなかったのも、反省点として記しておきたい。

統治機構において、アーカイブズがどのように位置づけられているかは、どのような統治がなされているかを反映するものだと考えている。明治政府成立の当初、アーカイブズは政府の正当性を示すための、廃藩置県後は、政府への国民の信頼を確保するための手立てとして位置づけられた。しかし、内閣制創設以降、アーカイブズは統治者に意識されなくなる。文書関連規程は整備されていくが、そこには以前のような記録・文書の保存についての目的や意義を述べる条文は見当たらない。判断の効率化の代償として理念が喪失したといえなくもない。このことは「制度の奥にひそむ政治社会を構成する価値や原理に向かう」ということが意識されない時代を反映していたともいえる。その後、公文書管理法が公布され、第一条に法律の目的が規定された。昨年は、国立公文書館で、アーキビストの認証が行われ、多くの認証アーキビストが誕生した。今後のアーカイブズ制度の発展に大きく期待できるものである。

近年、アーカイブズは大きな変革の中にあるとされている。それは、デジタル化の進展に伴う環境の変化である。従来の紙媒体を中心とする文書管理は、電子媒体によるものへと変化している。現用・半現用・非現用という文書

のライフサイクルの概念による管理から、それを一体のものと捉えるレコード・キーピングの概念が提唱されている。一方、実務的には、紙決裁が変わって電子決裁が行われるようになり、デジタルで適切に管理保存できることが求められている。

本書の刊行を準備している時に、二つの翻訳書に出会えた。デジタル化という新たな環境の中で、レコード・マネジメントやアーカイブズについて述べられたものである。

一つは、森本祥子・平野泉・松崎裕子ほか編訳の『レコード・マネジメント・ハンドブック―記録管理・アーカイブズ管理のための』である。イギリスで出版された、エリザベス・シェパードとジェフリー・ヨーク共著の“MANAGING RECORDS a handbook of principles and practice”の全訳で、レコード・マネジメントのさまざまな原則を踏まえ、実務への適用について総合的な解説、検討がなされた本である。

もう一つは安藤正人／石原一則／坂口貴弘／塚田治郎／保坂裕興／森本祥子訳『アーカイブズ論―記録のちからと現代社会』である。オーストラリアで出版された、スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／バーバラ・リード／フランク・アップウォード編の“ARCHIVES Recordkeeping in Society”を部分収録し翻訳したもので、「テクノロジーの変化が生み出した課題」について、先進的なアーカイブズの考え方が提示されている。

テクノロジーによる文書管理の環境の変化の中で、どのような制度を作っていくか、この場合でも、その「価値や原理」への視点が見失われてはならないと思う。この二冊は、そうした視点への配慮も描かれている。

筆者は、在職中にいくつかのアーカイブズの研修を受ける機会を得た。一つは、一九八九（平成元）年に開催された、国文学研究資料館史料館主催の第一回「史料管理学研修会」の長期研修で、安澤秀一、原島陽一、安藤正人、大藤修の諸先生のはか多くの著名な先生方の講義を聴くことができた。もう一つは、一九九二（平成四）年に京都府職員海外派遣研修生として、ICAモントリオール大会へ参加、アメリカ、イギリスの公文書館を視察した。ICAの

大会では、世界から集まった多くのアーキビストたちにより、大会テーマであった「情報化時代におけるアーキビストの職務」について研究討議が行われていた。行政事務職で採用された筆者にとつて、こうした研修で得られた知見は多く、職場でこのような機会を与えてもらえたことを感謝したい。一九九〇（平成二）年には、千葉県で開催された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、「全史料協」と記載）の大会に初めて参加し、アーカイブズに携わる多くの人たちに会った。

一九九三（平成五）年に安藤正人氏と青山英幸氏が中心となり、アーカイブズに携わる有志の研究会がつくられ、毎年、持ち回りでそのメンバー在住の都道府県を回り、研究会を開いた。日々、実務に明け暮れる筆者にとつて「青研」と呼ばれたこの研究会での議論から、多くの知見や刺激を与えられた。その成果が、メンバーで分担して書き上げた『記録史料の管理と文書館』であった。

一九九八（平成十）年には、全史料協近畿部会のテーマ研究会として「公文書研究会」が発足した。「公文書を歴史資料として供することについての様々な課題を解決するため、その理念と方法を研究しようとするもの」であり、参加者は、公文書館的な業務に携わっている人たちで、自治体の正規職員や嘱託、アルバイト等その立場は様々であった。当時、アーカイブズとしての公文書の収集が制度として成り立っている機関は少なく、公文書の収集・保存・提供ということについての関係機関との調整等は、ほとんどが職員個人の努力に負うところが多い状況であった。筆者は、そうした人たちと話し合う中で、アーカイブズが制度として確立することの必要を痛感した。

アーカイブズ学専攻で、共に学んだ院生の皆さんからは、研究に向き合う真摯な姿に元気づけられ、在学中の研修旅行で共にアジアのいくつかの国々を訪れ、その国の人たちと話し合えたことは、印象深く、楽しい思い出である。

本書を刊行するにあたり、在学当時の友人やアーキビストの仲間からは、それとなく励ましのお声かけを頂いた。また、博士論文の提出、出版の諸手続きに関わり、学習院大学学生センター教務課やアーカイブズ専攻事務室の

方々に大変お世話になった。併せて、お礼を述べたい。

そして、筆者が退職するまでの数年間、京都府立総合資料館長で、京都府特別参与をされ、現在、京都府立大学名誉教授、福知山公立大学学長の井口和起先生にお礼を申し上げたい。筆者のアーカイブズ学専攻入学試験の合格が決まった時、大変喜び励まして下さった。それへのお返しが、ほんの少しでもこの拙著でできれば、嬉しいことである。

本書の刊行をお引き受け頂いた、樹村房社長の大家栄一氏には、大変お世話になった。原稿の提出が大幅に遅れたにもかかわらず、快く出版に応じて頂いた。また、筆者にとって初の単行本の刊行であり、いろいろと相談に乗って頂いた。記して謝意を表したい。

最後に、私事にわたるが、時々訪れて、手持ち資料の整理を手伝ってくれたり、励ましてくれた妹の康子と博子に感謝を伝えたい。

二〇二二年三月

渡邊 佳子

[著者紹介]

渡邊佳子（わたなべ・よしこ）

1973年 立命館大学文学部卒業

1970-2010年 京都府庁に勤務

2010年 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に入学

2014年 同大学院後期博士課程単位取得退学

2017年 博士（アーカイブズ学）の学位取得

2014-2018年 学習院大学非常勤講師

現在 日本アーカイブズ学会登録アーキビスト

著作 「内閣制創設期における記録局設置についての一考察」（『GCAS Report（学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報）第2号、2013年）、「文書館等における個人情報の取り扱いを考える」『記録と史料』第9号（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1998年）、「記録史料の管理と文書館」（共著、北海道大学図書刊行会、1996年）、「アーカイブズの科学」（共著、柏書房、2003年）、「歴史学が問う公文書の管理と情報公開」（共著、大月書店、2015年）、「文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道」（共著、樹村房、2018年）

近代日本の統治機構とアーカイブズ

文書管理の変遷を踏まえて

2021年3月30日 初版第1刷発行

検印廃止

著者 渡邊佳子

発行者 大塚栄一

発行所 株式会社 樹村房

〒112-0002

東京都文京区小石川5丁目11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／亜細亜印刷株式会社

製本／株式会社渋谷文泉閣

©Yoshiko Watanabe 2021 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-352-0 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。